

と さ し み ず し じ ん け ん も ん だ い し み ん い し き ち ょ う さ 土佐清水市人権問題市民意識調査

じんけんもんだい かん しみんいしきちようさ きょうりよく ねが
「人権問題に関する市民意識調査」へのご協力のお願い

市民のみなさまには、自頃から市政発展のためご理解ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

土佐清水市では、1998(平成10)年10月に「人権尊重の社会づくり条例」を施行し、すべての人が一人の人間として尊重され、大切にされる、生きがいのある人生を創造できる自由、平等で公正な社会を実現していくために、人権尊重の社会づくりのための施策を進めています。

人権問題をとり巻く社会情勢は急速に変化しており、新たな人権課題も増えております。それら課題にも対応するため、「人権問題に関する市民意識調査」を実施することとなりました。

この調査は、2008(平成20)年に行われた「人権問題に関する市民意識調査」との意識の変化を把握することにより、向和問題をはじめとする人権問題の解決に向けて、今後の人権教育・啓発施策の効果的な取り組みのための基礎資料を得ることを目的としています。

つきましては、大変ご多用のこととは存じますが、調査へのご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

2019 (令和元) 年9月

土 佐 清 水 市
土佐清水市人権を尊重する社会づくり協議会

きにゆう ねが
ご記入にあたってのお願い

この調査は、土佐清水市の住民基本台帳（2019（令和元）年8月1日現在）から、18歳以上の芳2,000人を無作為に選ばせていただいております。

集計結果は、数字で統計的に処理しますので、ご回答いただきました方にご迷惑をおかけすることは絶対にありません。

- (1) 調査票には、この調査の宛て名ご本人のお考えでご記入くださいますようお願いいたします。（ご本人の記入が困難な場合は、ご家族等が聞き取って回答をお願いいたします。）
- (2) 「○は1つ」「○は3つまで」「該当するものすべてに○」など回答数の指定がある質問については、その指定にしたがってご回答ください。回答は、選択肢の枠からあてはまる番号を「○」で囲んでください。
- (3) 「その他」にあてはまる場合は、お手数ですが（ ）内に、なるべく具体的にご記入ください。

なお、ご回答いただきました調査票は、同封の返信用封筒をご利用になり、無記名で9月30日（月）までにご返送くださいますようお願いいたします。（直接、市役所へお届けいただいてもかまいません。）

とあ
お問い合わせ

この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

土佐清水市じんけん課 TEL 82-1124（直通）

もくじ ちょうさこうもく しょうかい
目次【調査項目の紹介】

じんけんぜんぱん
人権全般 1 ページ～5 ページ

すべての人が等しく持ち、履すことのできない権利として、**基本的人権**が**日本国憲法**によって保障されています。

どうわもんだい ぶらくさべつ もんだい
同和問題（部落差別の問題） 6 ページ～10 ページ

日本固有の人権問題であり、2016（平成28）年には、なお**現存する部落差別**が許されないものであるとの認識の下に、これを解消することを目的とした「**部落差別の解消の推進に関する法律**」が施行されました。

じょせい
女性 11 ページ～13 ページ

男女平等の考え方は、**法律や制度面**の整備は着実に進んでいますが、**社会**のさまざまな**場面**で**女性が不利益**を受けていることがあります。

こども
子ども 14 ページ～15 ページ

いじめや体罰をはじめとし、**虐待**や**性的被害**など、**人権侵犯事件**が多様化・複雑化しています。

こうれいしゃ
高齢者 16 ページ～17 ページ

身体的・心理的虐待など適切な**介護**を受けられない等から、**財産の不適切管理**や**無断処分**といった**経済的虐待**、**老老介護**についての問題が指摘されています。

障がい者 18ページ～19ページ

2016（平成28）年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いの禁止はもちろん、障がいを理由とし、困難な状況になっていることに関して「合理的配慮」が必要とされています。

外国人・ヘイトスピーチ 20ページ～22ページ

国際化社会のさらなる進展にともない、国や言語、宗敎、人種等、あつてしかるべき違いにもかかわらず、様々な人権問題が発生しています。また特定の人種や民族等に対するヘイトスピーチなどの問題も発生しており、これを解消することを目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が2016（平成28）年に施行されています。

エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病元患者等

. 23ページ～24ページ

誤った情報や偏見等により、患者や元患者、その家族に対する様々な人権問題が発生しています。

犯罪被害者等 25ページ～26ページ

犯罪そのものや後遺症によって精神的、肉体的、経済的なこと等、様々な苦しみを受けているにもかかわらず、誤った情報や偏見等により、さらに名誉まで傷つけられるといった人権問題が発生することがあります。

インターネットによる人権侵害 27ページ

インターネットの特性である匿名性や情報発信の容易さ、情報の広がりやすさ等により、様々な人権問題がインターネット上にあふれています。

さいがい じんけん
災害と人権 28ページ～29ページ

大規模な災害が発生した場合、情報伝達や避難方法、避難所での生活等、様々な場面で人権問題が発生することがあります。

じんけんけいはつ じんけんきょういく じんけんそんちょう しゃかい じつげん
人権啓発、人権教育、人権尊重の社会の実現

. 30ページ～31ページ

現在、様々なとりくみによって、人権啓発活動が行われています。教育の場においては人権尊重の心をはぐくむ教育が実践されています。それらは真に人権が尊重される明るい社会づくりにつながっています。

ぞくせい せいべつ ねんれい
属性（性別や年齢など） 32ページ～33ページ

この調査において収集したデータを細かく分析することで、様々な人権問題の解決と、さらなる人権尊重のまちづくり・社会づくりのため活用します。つきましては、回答者の性別、年齢、職業、居住地についてお伺いさせていただきます。

じゅうかいとうらん
自由回答欄 33ページ

人権問題に関して思っていることや感じていること、併せてこの調査に関しての意見など、ご自由にお書きください。

ちょう さ ひょう
調 査 票

じんけんぜんぱん き
★人権全般についてお聞きします

【問1】日本国憲法では「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、または、門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。」とされています。あなたは現在、日本でこのことが、どの程度守られていると思いますか。次の中から、1つだけ〇印をつけてください。

1. よく守られていると思う
2. ある程度守られていると思う
3. どちらともいえないと思う
4. あまり守られていないと思う
5. まったく守られていないと思う

【問2】あなたは現在の国民一人一人の人権意識は、5年ほど前（2014年（平成26年）ごろ）に比べて、高くなっていると思いますか。次の中から、1つだけ〇印をつけてください。

1. 高くなっていると思う
2. いちがいに高くなっているとはいえないと思う
3. 高くなっていると思わない
4. わからない

【問3】日本の社会における人権に関わる問題として、あなたが関心のあるものすべてに○印をつけてください。

1. 同和問題 (部落差別の問題)
2. 女性
3. 子ども
4. 高齢者
5. 障がい者
6. 外国人
7. HIV感染者等
 [HIV (ヒト免疫不全ウイルス (※1))、エイズ (後天性免疫不全症候群)、B型およびC型肝炎ウイルス、O-157 (腸管出血性大腸菌) などの「感染症」にかかった患者・感染者・回復者等が含まれます]
8. ハンセン病 (※2) 元患者等
 (ハンセン病患者、ハンセン病元患者及びその家族が含まれます)
9. 犯罪被害者等
 (犯罪被害者およびその家族または遺族が含まれます)
10. 刑を終えて出所した人
11. インターネットによる人権侵害
12. LGBT (性の多様性) (※3)
13. 災害と人権
14. アイヌの人々等 (先住民)
15. 野宿生活者 (ホームレス等)
16. 北朝鮮当局による拉致問題等
17. 人身売買 (人身取引) (※4)
18. その他の人権問題 (具体的に)
19. 特にない

※1 HIV (Human Immunodeficiency Virus: ヒト免疫不全ウイルス)
 エイズ (後天性免疫不全症候群) の原因となるウイルスで、非常に弱いウイルスです。通常の社会生活においては、感染者と暮らしても、まず感染することはありません。このウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力 (免疫) が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や、悪性腫瘍が引き起こされることがあります。

※2 ハンセン病

らい菌による感染症で、その感染力は非常に弱く、日常生活で感染することはほとんどありません。らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも現在ではすぐれた治療法が開発されていて、早期発見・早期治療により後遺症を残さず治る病気です。また確実な治療法がなかった時代においても、ハンセン病が原因で死亡することはほとんどありませんでした。

※3 LGBT (性の多様性)

性的指向(いずれの性別を恋愛や性愛の対象にするかをいう、人間の根本的な性傾向のことをいいます。おおまかには、「異性愛」「同性愛」「両性愛」に分類されます。)や、性同一性障がい(「生物学的な性別と自己意識の性別が一致しないために、生物学的な性別に違和感を持つ」医学的な疾患名です。一般には、「心と身体の性が一致しない状態」と説明されることもあります。)のことです。

※4 人身売買(人身取引)

人間を誘拐などの強制的な手段や甘い言葉などによって誘い出し、移送し、金銭などによって売り払う行為のことで、売買や取引の対象となる多くは、女性や子どもとなっています。その許されざる目的は、強制労働や養子縁組、性的搾取、臓器移植などがあります。

【問4】あなたは、過去5年間に、自分の人権が侵害されたと思っ
たことがありますか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

1. ある→【問4-1】および【問4-2】へお進みください。
2. ない→【問5】へお進みください。

【問4-1】 問4で「1. ある」とお答えいただいた方に質問します。

どのようなことから、人権が侵害されたと思われましたか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
2. 名誉・信用のき損（傷つけること）、侮辱
3. 暴力、脅迫、強要（社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された）
4. 犯罪、不法行為のぬれぎぬ
5. 悪臭・騒音などの公害
6. 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分・門地などにより不平等または不利益な取扱いをされた）
7. 地域などでの仲間はずれ
8. 公的機関による不当な取扱い
9. 使用者による労働強制などの不当な待遇
10. プライバシーの侵害
11. セクシュアル・ハラスメント（※1）
12. パワー・ハラスメント（※1）
13. ドメスティック・バイオレンス（DV）（※2）
14. ストーカー（つきまとい）行為
15. 家庭での不当な取扱い
16. 社会福祉施設等での不当な取扱い
17. その他（具体的に
18. なんとなくそう感じた
19. 答えたくない

※1 ハラスメント（いやがらせ・いじめ）

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与える行為の事です。例：セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）、パワー・ハラスメント（職場の権力（パワー）を利用したいやがらせ）、マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産した方に対するいやがらせなどの言動や、解雇・減給といった不利益取扱い）などがあります。

※2 ドメスティック・バイオレンス (DV: Domestic Violence)

いっばんてき ふうふ こいびと しんみつ かんけい ひと また ひと
一般的には「夫婦や恋人など親密な関係にある人、又はあった人から
ぼうりょく い み ぼうりょく しゆるい しんたいてきぼうりょく
の暴力」という意味でつかわれます。暴力の種類には、身体的暴力、
せいしんてきぼうりょく しゃかいてきぼうりょく けいざいてきぼうりょく せいてきぼうりょく
精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあります。
また、わか せだい ちゅうしん こうさいちゅう あいて あいだ お
また、若い世代を中心とした交際中の相手との間で起こる「デート
DV」も問題となっています。

【問4-2】 問4で「1. ある」とお答えいただいた方に質問します。

じんけん しんがい おも とき
人権が侵害されたと思った時にどうされましたか。どなたかへ
そうだん
相談したことがありますか。あてはまるものすべてに○印をつけて
ください。

1. ゆうじん しょくば どうりょう じょうし そうだん
友人、職場の同僚・上司に相談した
2. かぞく しん そうだん
家族、親せきに相談した
3. べんごし そうだん
弁護士に相談した
4. けいさつ そうだん
警察に相談した
5. ほうむきょく じんけんよう ごいいん そうだん
法務局や人権擁護委員に相談した
6. けん しちょうそんやくば そうだん
県や市町村役場に相談した
7. 民間団体 べんかんだんたい そうだん
民間団体に相談した
8. あいて ちよくせつこうぎ
相手に直接抗議した
9. なに
何もしなかった
10. おぼえていない
11. その他 (具体的に)

★同和問題（部落差別の問題）についてお聞きします

【問5】あなたが「同和地区（※）」や同和問題（部落差別の問題）について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

1. 「同和地区」や同和問題（部落差別の問題）を知らない
→ 【問12】へお進みください。
2. 6歳未満（小学校へ入る前）
3. 6歳～12歳未満（小学生のころ）
4. 12歳～15歳未満（中学生のころ）
5. 15歳～18歳未満（高校生のころ）
6. 18歳以降
7. いつごろかは、おぼえていない

※ 同和地区

同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、昭和44年7月に公布・施行された「同和对策事業特別措置法」から始まって、昭和62年7月に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年3月に失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取り組みが進められました。取り組みを進める際の対象地域として、法律で一定の地域が「同和地区」と指定されていました。この調査での「同和地区」とはこれらの法律で指定されていた地域のことをいいます。

【問6】あなたが、「同和地区」や同和問題（部落差別の問題）について、はじめて知ったきっかけは、何ですか。次の中から、1つだけ〇印をつけてください。

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| 1. 家族から聞いた | 2. 親せきの人から聞いた |
| 3. 近所の人から聞いた | 4. 職場の人から聞いた |
| 5. 学校の友だちから聞いた | 6. 学校の授業で教わった |
| 7. 同和問題（部落差別の問題）の講演会や研修会などで知った | |
| 8. ラジオ・テレビ・新聞・本などで知った | |
| 9. 県や市町村の広報誌や冊子などで知った | |
| 10. なんとなく知った | 11. おぼえていない |
| 12. その他（具体的に |) |

【問7】「同和地区」は、どのようにしてできたとお考えですか。あなたの考
えに一番近いと思うものに1つだけ〇印をつけてください。

1. 貧しい人たちが、集まってできた
2. 同じ宗教の人たちが、集まってできた
3. 人の嫌がる仕事をする人たちが、集まってできた
4. その時代の権力者が、民衆を支配するためにつくった
5. 人種や民族の違う人たちが、集まってできた
6. 落武者の子孫たちが、集まってできた
7. その他（具体的に

【問8】あなたは、「同和地区」や「同和地区の人」ということを気にしたり、意識したりすることがありますか。

1. ある→【問8-1】へお進みください。
2. ない→【問9】へお進みください。

【問8-1】

問8で「1. ある」とお答えいただいた方に質問します。

どのようなときに気にしたり、意識したりすることがありますか。
あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 結婚するとき
2. 人を雇うとき
3. 同じ職場で働くとき
4. 自分の子どもや自分が、同じ学校に通学するとき
5. 隣近所で生活するとき
6. 仕事上でかかわりをもつとき
7. 同じ団体やグループ（町内会、自治会、PTA、サークル活動などのメンバーとして活動するとき
8. 飲食したり、つきあったりするとき
9. 不動産（家、土地など）を購入したり、借りたりするとき
10. 店で買い物をするとき
11. その他（具体的に

【問9】あなたの親族の方が結婚しようとしている相手が、「同和地区」出身の人だとわかった場合、あなたはどうしますか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

1. 本人の意思を尊重する
2. 反対はするが、本人の意志が強ければ認める
3. 家族や親せきに反対する者がいれば、結婚を認めることができない
4. 反対する
5. その他（具体的に
6. わからない

【問10】 同和問題（部落差別の問題）と、あなた自身のかかわりについてどのように思いますか。一番近いと思われるもの1つだけ○印をつけてください。

1. 同和問題は、基本的人権の問題であり、すべての人にかかわる問題だ
と思う
2. 同和問題が、自分にかかわる問題とは思わない
3. 同和問題は、差別される人の問題であり、自分にあまり関係ないと思
う
4. 同和問題は、差別する人の問題であり、自分にはあまり関係ないと思
う
5. 同和問題について関心がない
6. その他（具体的に

【問11】 あなたは、同和問題（部落差別の問題）を解決するためには、どのよ
うなことが大切だと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけて
ください。

1. 同和問題に対する正しい理解を深め、人権を守るための教育、啓発
活動を積極的に行う
2. 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする
3. 「同和地区」のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然
になくなる
4. 人権を侵害したり、差別をしたら罰則を与えるよう法律で規制すれ
ばよい
5. 同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する
6. えせ同和行為（※）を排除する
7. インターネットの利用等にかかわる規制をする
8. その他（具体的に
9. わからない

※ えせ^{どうわこうい}同和行為
個人^{こじん}や団体^{だんたい}が、同和問題^{どうわもんだい}（部落差別^{ぶらくさべつ}の問題^{もんだい}）への取組み^{とりく}を口実^{こうじつ}に高額^{こうがく}な
図書^{としょ}の購入^{こうにゆう}を迫る^{せま}など、不当^{ふとう}な利益^{りえき}を要求^{ようきゆう}する行為^{こうい}をいいます。

〔参照〕部落差別^{ぶらくさべつ}の解消^{かいしょう}の推進^{すいしん}に関する法律^{かん ほうりつ}

2016（平成^{へいせい}28）年^{ねん}12月^{がつ}16日^{にち}に施行^{しこう}された法律^{ほうりつ}で、部落差別^{ぶらくさべつ}が今
なお存在^{そんざい}し、情報化^{じょうほうか}の進展^{しんてん}とあいまって部落差別^{ぶらくさべつ}の状況^{じょうきょう}に変化^{へんか}が生じ
ていることを踏まえ^ふ、すべての国民^{こくみん}に基本的人権^{きほんてきじんけん}の享有^{きょうゆう}を保障^{ほしょう}する日本^{にほん}
国憲法^{こくけんぽう}の理念^{りねん}にのっとり、部落差別^{ぶらくさべつ}は許され^{ゆる}ないものであるとの認識^{にんしき}の
もと、これを解消^{かいしょう}することが重要^{じゅうよう}な課題^{かだい}であるとしています。
国^{くに}及び地方公共団体^{ちほうこうきょうだんたい}は、部落差別^{ぶらくさべつ}を解消^{かいしょう}する必要性^{ひつようせい}に対する国民一人^{こくみんひとり}
ひとりの理解^{りかい}を深め^{ふか}るよう努め^{つと}ることにより、部落差別^{ぶらくさべつ}のない社会^{しゃかい}を
実現^{じつげん}することを趣旨^{しゆし}として「情報の提供^{じょうほう ていきょう}」「国及び地方公共団体^{くに およ ちほうこうきょうだんたい}との
連携^{れんけい}」「相談体制^{そうだんたいせい}の充実^{じゅうじつ}」「必要な教育^{ひつよう きょういく}と啓発活動^{けいはつかつどう}」「部落差別^{ぶらくさべつ}の実態^{じつたい}に
関する調査^{かん ちょうさ}」などの施策^{しさく}を行うよう努め^{つと}るものとされています。

★女性の人権についてお聞きします

【問12】女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 男女それぞれの固定的な役割分担意識（「男性は仕事、女性は家庭」といったことなど）を他の人に押しつける
2. 女性であるということだけで意見や発言、行動が制約、無視される
3. 職場における差別待遇
4. 女性が多い職業で非正規職員（パート等）が多い
5. ドメスティック・バイオレンス（DV）（配偶者等からの暴力）
6. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
7. マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産した方へのいやがらせ）
8. 売春・買春（いわゆる「援助交際」を含む）
9. 女性のヌード写真などを掲載した広告や雑誌、新聞、DVDなど
10. 女性の働く風俗営業
11. 「女子アナ」「女医」「女流作家」などのように女性だけに特別に用いられる言葉
12. その他（具体的に）
13. 特にない
14. わからない

【問13】あなたは、女性の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思
いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 男女がともに働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する
3. 政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する
4. 女性に対する犯罪の取締りを強化する
5. 男女平等意識に関する教育を充実する
6. 女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取り組みを促す
7. 女性のための人権相談や電話相談を充実する
8. その他(具体的に)
9. 特にない
10. わからない

【問14】あなたが、男女の雇用機会を均等にするために必要だと思うものほど
のようなことですか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 男女の均等採用を促進する
2. 職場の会議等への女性の参加を促進する
3. 昇進・昇格の機会を男女同一とする
4. これまでより、重要な仕事を女性に任せる
5. 仕事に関連した教育訓練を女性にも同様にを行う
6. 女性の管理職登用を促進する
7. 女性を配置していなかった職種に女性を配置する
8. 女性に配慮した職場環境(男女別トイレ、男女別休憩室等)の整備を行う
9. その他(具体的に)
10. 特にない
11. わからない

【問15】 あなたは、仕事と家庭を両立するために、行政はどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。次の中から、3つまで〇印をつけてください。

1. 育児・介護休暇制度の取得しやすい環境を推進する
2. 時間外勤務の短縮を促進する
3. 年次有給休暇の計画的取得を促進する
4. 看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する
5. ファミリーサポートセンター（育児の援助を受けたい者と、行いたい者からなる会員システム）の整備を促進する
6. 男性の育児休業制度利用の啓発を行う
7. 母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う
8. 放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う
9. その他（具体的に）
10. 特にない
11. わからない

★子どもの人権についてお聞きします

【問16】子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける
2. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
3. 保護者によるしつけるための体罰
4. 保護者による「身体的暴力」「必要な食事を十分に摂らせない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為
5. 大人が子どもに自分の考え方を強制する
6. 教師による児童・生徒への体罰
7. 髪型や服装を定めた校則
8. 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける
9. 児童買春や児童ポルノ等が存在する
10. インターネット利用による誹謗中傷や個人のプライバシーの流出
11. その他(具体的に)
12. 特にない
13. わからない

【問17】近所の子どもが虐待されていると知った場合(疑いをもった場合)あなたはどうしますか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

1. 市役所などに通報する
2. 児童相談所に通報する
3. 警察に通報する
4. 民生委員・児童委員に通報する
5. 子どもの通っている保育所、学校等に通報する
6. 直接、その家族に確かめてみる
7. 何か行動を起こしたいが、どうしたらよいかわからない
8. 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない
9. 自分には関係がないので、特に何もしない
10. その他(具体的に)
11. わからない

【問18】あなたは、子どもの人権を守るために必要なことは、どのようなこと
だと思えますか。3つまで○印をつけてください。

1. 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 体罰の禁止を徹底させる
3. 校則や規則を緩やかなものにする
4. 成績だけを重んじる教育のあり方を改める
5. 大人と子どもが独立した人格であることを啓発する
6. 教職員の人権意識、資質を高める
7. 家庭内の人間関係を安定させる
8. 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む
9. 子どもに、他人に対する思いやりを教える
10. 子どもの個性を尊重する
11. 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる
12. 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する
13. 子どものための人権相談や電話相談を充実する
14. その他(具体的に)
15. 特にない
16. わからない

こうれいしゃ じんけん き
★高齢者の人権についてお聞きします

【問19】 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 差別的な言動をされる
2. 道路、乗物、建物等でバリアフリー化（※1）、ユニバーサルデザイン（※2）が図られていない
3. 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない
4. アパートなどの住宅への入居が制限される
5. 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている
6. 高齢者ということで、特別な存在としてあつかわれたり、身体が拘束される等の虐待を受ける
7. 働ける能力を発揮する機会が少ない
8. 高齢者を狙った悪質商法の被害が多い
9. 高齢者ということで意見や発言が無視される
10. 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない
11. 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない
12. その他（具体的に）
13. 特にない
14. わからない

※1 バリアフリー

おも こうれいしゃ しょう しゃ にちじょうせいかつ ししょう かたがた
主に高齢者や障がい者など、日常生活に支障があるような方々にと
って生活する上で、支障となっている物理的・精神的な障壁（バリア）
を取り除くための取組みや障壁を取り除いた状態のことをいいます。

※2 ユニバーサルデザイン

文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障がいや能力の違いを問わずに、あらゆる人が利用できる施設・製品・情報等の設計（デザイン）のことです。

バリアフリーが「障がい者等が生活していくうえで、障壁となっているものを取り除くこと」を指すのに対して、ユニバーサルデザインは「もともと障壁がない環境やデザイン等のこと」をいいます。

【問20】あなたは、高齢者の人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインなど高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する
3. 少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する
4. 住居の確保や、就労環境を整備する
5. 高齢者を地域で支える仕組みを整備する
6. 認知症高齢者対策を充実する
7. 自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する
8. 高齢者のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他（具体的に
10. 特にない
11. わからない

★ 障がい者（※1）の人権についてお聞きします

【問21】 障がい者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 差別的言動をされる
2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
3. 就労の機会が少ない
4. 結婚問題で周囲から反対を受ける
5. じろじろ見られたり、避けられたりする
6. アパートなどの住宅への入居が制限される
7. 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である
8. スポーツ活動や文化活動、地域活動等に参加できない
9. 障がい者を狙った悪質商法の被害が多い
10. その他（具体的に）
11. 特にない
12. わからない

※1 障がい者
障害者基本法による障がい者の定義としては「身体障がい、知的障がい、または精神障がいがあるため長期にわたり日常生活、または社会生活に相当な制限を受ける者」とあり、障がい者とは身体障がいを有する者、知的障がいを有する者、精神障がいを有する者のこととしています。

〔参照〕 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

2016（平成28）年4月1日に施行された法律で、障がいのある人もない人もたがいに、その人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指しています。

この法律では、国や県、市町村などの公的機関、会社やお店などの事業所が、障がいがある人に対して正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。（不当な差別的取り扱いの禁止）また公的機関や事業所に対して、障がいのある人から、そこにある支障・障壁（バリア）となっていることに、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担の重すぎない範囲で対応することが求められています。（合理的配慮の提供）※事業所については対応に努めることとなっています。

【問22】 あなたは、障がい者の人権を守るために必要なことは、どのようなこととおもいますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 障がい者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインなど、障がい者が生活しやすいまちづくりを推進する
3. 地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する
4. 就労の支援や働く場の確保を図る
5. 障がいのある人とない人の交流を促進する
6. 障がい者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する
7. ホームヘルプサービス（居宅介護）やデイサービス（生活介護）などの生活支援を推進する
8. 障がい者のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他（具体的に）
10. 特にない
11. わからない

★外国人の人権についてお聞きします

【問23】外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 差別的な言動をされる
2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. アパートなどの住宅への入居が制限される
5. 国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける
6. その他(具体的に)
7. 特にない
8. わからない

【問24】あなたは、外国人の人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する
3. 異文化理解のため、外国人との交流を促進する
4. 外国人の就職の機会均等を確保する
5. 多言語による生活情報の提供を充実する
6. 外国人のための人権相談や電話相談を充実する
7. その他(具体的に)
8. 特にない
9. わからない

★ヘイトスピーチの問題についてお聞きします

【問25】あなたは、特定の人種や民族等への憎悪・差別意識・排除理論を扇動する行為（ヘイトスピーチ）が日本国内で行われているのをご存知ですか。

1. 実際に、もしくはテレビや新聞、インターネット等で見たことがある
2. ヘイトスピーチという言葉は知っている
3. 知らない

【参照】本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

2016（平成28）年6月3日に施行された法律で、別名「ヘイトスピーチ対策法」です。

この法律では、ヘイトスピーチを「差別的意識を助長・誘発する目的で、生命や身体、自由、名誉、財産等に危害を加えると告げることや、著しく侮辱するなどして地域社会からの排除をあおる差別的言動」と定義しています。

ヘイトスピーチをなくするための教育や相談体制の整備を国の責務とし、県や市町村等にも解消に向けた努力義務規定が盛り込まれています。

しかしながら、憲法の保障する「表現の自由」との整合性も課題となっています。

【問26】あなたは、ヘイトスピーチをなくするために必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 日本に暮らす民族・人種に対しての理解を高めるための啓発活動を推進する
2. 様々な民族・人種に対して正しく理解することのできる教育を充実する
3. 様々な民族・人種間の交流を深めるような取り組みを推進する
4. ヘイトスピーチに対しての公共道路や建物の使用等、自治体の許認可を厳正にする
5. ヘイトスピーチへの抗議行動をする
6. ヘイトスピーチによって人権を侵害された人のための人権相談や電話相談を充実する
7. その他（具体的に）
8. 特にない
9. わからない

★エイズ患者・H I V感染者・ハンセン病元患者等の人権について

てお聞きします

【問27】エイズ患者・H I V感染者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 差別的な言動をされる
2. 職場における解雇や無断で検査が行われる
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. 医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断で検査が行われている
5. 学校などにおけるいじめや入園が拒否される
6. 施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる
7. マスコミによりプライバシーが侵害される
8. 地域社会における排斥（仲間はずれにすること）や悪意のある噂が流される
9. その他（具体的に）
10. 特にない
11. わからない

【問28】あなたは、エイズ患者・H I V感染者の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. エイズ患者・H I V感染者について、正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進する
2. 学校等でエイズ等に関する教育を充実する
3. エイズ患者・H I V感染者のプライバシー保護を徹底する
4. それぞれの地域でH I V抗体検査等の機会を確保する
5. エイズ患者・H I V感染者のための人権相談や電話相談を充実する
6. その他（具体的に）
7. 特にない
8. わからない

【問29】ハンセン病元患者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 差別的な言動をされる
2. 家族等が就職・職場で不利益な扱いを受ける
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. 医療機関で治療や入院を断られる
5. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である
6. アパート等の入居を拒否される
7. 宿泊を拒否される
8. 怖い病気といった誤解がある
9. その他(具体的に)
10. 特にない
11. わからない

【問30】あなたは、ハンセン病元患者等の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. ハンセン病の正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進する
2. ハンセン病を正しく理解するパンフレットやチラシを作成する
3. 新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする
4. ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつくる
5. 学校等でハンセン病に関する教育を充実する
6. ハンセン病元患者等の人権相談や電話相談を充実する
7. その他(具体的に)
8. 特にない
9. わからない

★犯罪被害者等の人権についてお聞きします

【問31】犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす
2. 治療費などで経済的負担がかかる
3. 仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる
4. 家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する
5. 事件のことについて、周囲に噂話をされる
6. 事件のことで、転居を余儀なくされる
7. 警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない
8. 捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける
9. 捜査や裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない
10. 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる
11. その他(具体的に)
12. 特にない
13. わからない

【問32】あなたは、犯罪被害者とその家族の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 犯罪被害者とその家族に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. 就学・就職の機会を確保する
3. 経済的な支援を行う
4. 犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する
5. 精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う
6. 犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う
7. 犯罪予防・防止のための施策を実施する
8. 犯罪被害者とその家族のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他（具体的に）
10. 特にない
11. わからない

じんけんしんがいき
★インターネットによる人権侵害についてお聞きします

【問33】 インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると
思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印を
つけてください。

1. 無断で他人のプライバシーに関する記事を掲載する
2. 他人を誹謗中傷する表現を掲載する
3. 差別を助長する表現を掲載する
4. 薬物や出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている
5. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する
6. わいせつ画像や残酷な画像など、有害な情報を掲載する
7. 知らない間に自分のことが掲載されている
8. その他(具体的に)
9. 特にない
10. わからない

【問34】 あなたは、インターネットによる人権侵害を解決するためには、どの
ようなことが必要だと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけ
てください。

1. インターネット利用者等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. プロバイダ(インターネット接続事業者)に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
3. 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする
4. 利用者やプロバイダ等に対し情報の停止、削除を求める
5. インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する
6. 違法な情報発信者に対する監視・取り締りを強化する
7. その他(具体的に)
8. 特にない
9. わからない

★大規模災害発生時の人権についてお聞きします

【問35】地震や台風など大規模災害が起きたときに、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 避難生活が必要となった場合、避難所等でのプライバシーが守られない
2. 避難生活の長期化によるストレスにともない、いさかいが生じる
3. 避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる
4. デマ・風評などによる差別的な言動や嫌がらせが起きる
5. 要配慮者（高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等）に対して、十分な配慮が行き届かない
6. 必要な支援や被害状況等の情報が行き届かない
7. その他（具体的に）
8. 特にない
9. わからない

【問36】あなたは、地震や台風など大規模災害発生時において人権に配慮する
 ためにはどのようなことが必要だと思いますか。次の中から、3つま
 で○印をつけてください。

1. 通常時から災害時における人権への配慮についての理解を深めるた
 めの教育・啓発活動を推進する
2. 通常時から自主防災組織等に女性、障がい者、高齢者等、様々な人
 に参加してもらう
3. 災害時に災害対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあ
 たる住民が、災害時における人権の配慮についての認識を十分に
 も持つ
4. 避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室等の個別スペースを確保
 する等要配慮者等に対して配慮が行き届くようにする
5. 要配慮者等をあらかじめ把握し要配慮者に配慮した災害マニュアル
 を作成しておく
6. 被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える
7. 発生から避難、復旧、復興の各段階に応じ、被災者のニーズに応じ
 た支援をする
8. その他(具体的に)
9. 特にない
10. わからない

★人権啓発・人権教育に関することについてお聞きします

【問37】人権問題について、さまざまな方法で啓発活動が行われていますが、あなたは人権意識を高めるための啓発方法として、特にどれが効果が高いと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 講演会や研修会
2. 広報誌やパンフレット
3. テレビ・ラジオ
4. DVD
5. 新聞
6. 雑誌・週刊誌
7. 映画の上映会やパネルなどの展示会
8. 掲示物（ポスターやバスの車体広告など）
9. じんけんフェスティバルや解放文化祭などのイベント
10. インターネット
11. その他（具体的に）
12. 特にない
13. わからない

【問38】あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったらいと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. すべての児童・生徒が、「自分や他の人の人権」について考えるような教育を進める
2. すべての児童・生徒が自分を肯定的に認めることにより、自信を持つことができる教育を進める
3. 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める
4. 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める
5. 障がいのある人や高齢者等とふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める
6. 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める
7. その他（具体的に）
8. 特にない
9. わからない

★^{じんけんそんちょう}人権尊重^{しゃかい}の社会^{じつげん}の実現^{かん}に関する^きことについてお聞きします

【問39】あなたは、^{じんけん}人権^{そんちょう}が尊重^{しゃかい}される社会^{じつげん}を実現^{こんごとく}するために、今後^{ひつよう}特に、どの^{おも}ようなこと^{つぎ}が必要^{なか}だと思^{じるし}いますか。次^{つぎ}の中^{なか}から、3つまで○印^{じるし}をつけてください。

1. ^{がっこうきょういく}学校教育^{しゃかいきょういく}や社会^{つう}教育^{じんけん}を通じて、人権^{そんちょう}を尊重^{きょういくかつどう}する教育^{せつきよく}活動^{おこな}を積極^{おこな}的に^{おこな}行う
2. ^{ぎょうせい}行政^{じんけんそんちょう}が人権^{してん}尊重^たの視点^{しみん}に立^{じんけんいしき}って、市民^{こうよう}の人権^む意識^むの高揚^むに向けた^{けいはつかつどう}啓発^{しさく}活動^{せつきよくてき}やさまざまな^{おこな}施策^{おこな}を積極^{おこな}的に^{おこな}行う
3. ^{ぎょうせい}行政^{しみん}が、市民^{きぎょう}や企業^{じぎょうしよ}、事業^{じぎょうしよ}所^{とう}、NPO^{だんたい}等^{じんけんそんちょう}の団体^むによる人権^む尊重^むに向けた^と取り組^くみを支援^{しえん}する
4. ^{こうわいん}公務員^{じんけん}など人権^{かか}に関わ^{ふか}りの深い^{しよくぎょう}職業^{じゅうじ}に従事^{ひと}する人^{じんけんいしき}の人権^{たか}意識^{たか}を高^{たか}める
5. ^{しみんじしん}市民^と自身の^と取り組^くみやボランテ^{かつどう}ィア^{じゅうじつ}活動^{じゅうじつ}を充^{じゅうじつ}実^{じゅうじつ}させる
6. ^{じんけん}人権^{しんがい}が侵害^{ひがいしゃ}された被害^{じんけんそうだん}者の^{でんわそうだん}ための^{じゅうじつ}人権^{じゅうじつ}相談^{じゅうじつ}や電話^{じゅうじつ}相談^{じゅうじつ}を充^{じゅうじつ}実^{じゅうじつ}する
7. ^{じんけん}人権^{しんがい}が侵害^{ひがいしゃ}された被害^{きゅうさい}者の^{しえん}救済^{じゅうじつ}・支援^{じゅうじつ}を充^{じゅうじつ}実^{じゅうじつ}する^{ほうせいび}ための^{ほうせいび}法^{ほうせいび}整備^{ほうせいび}を^{ほうせいび}促進^{ほうせいび}する
8. その他^た（^{ぐたいてき}具体的に^た）
9. 特^{とく}にない
10. わからない

ちょうさけっか どうけいてき ぶんせき すこ き
★調査結果を統計的に分析するため、あなたのことを少しだけ聞かせてください。

【問40】 あなたの性別は

1. 男性 2. 女性 3. ほか

【問41】 あなたの年齢は

1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代
 5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳以上

【問42】 あなたの現在のお仕事は

1. 農林業（自営業主及び家族従業者）
 2. 漁業（自営業主及び家族従業者）
 3. 商工サービス業（自営業主及び家族従業者）
 4. 勤め（企業や団体に勤めている方（パート含む）で、次の5に該当しない方）
 5. 教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員（非常勤・臨時職員含む）
 6. 自由業、その他有職
 7. 家事専業（主婦、主夫）
 8. 学生
 9. 無職（家事専業、学生以外の無職）

※商工サービス業には、卸・小売業、飲食店、サービス業、建設業、運輸、製造業等があります。

※自由業には、弁護士、作家、写真家等があります。

※兼業の方は、重きを置いている職業でお答えください。

【問43】 あなたの^す住んでいる^{ちく}地区は

1. ^{しものかえちく}下ノ加江地区
2. ^{しみずちく}清水地区 (^{しがいち}市街地・^{はんとう}半島)
3. ^{みさきちく}三崎地区
4. ^{しもかわぐちちく}下川口地区

いろいろ^{しつもん}ご質問にお^{こた}答えいただきありがとうございました。

★^{さいご}最後に、^{じんけんもんだい}人権問題やこの^{ちようさ}調査に^{たい}対する^{いけん}ご意見^{ようぼう}ご要望など、なに
か^{じゆう}ございましたら、ご^か自由にお書きください。

^{いそが}お忙しいところ、ご^{きょうりょく}協力いただきありがとうございました。同封^{どうふう}

^{へんしんようふうとう}の返信用封筒に入れて、ご^{へんそう}返送ください。